令和８年熊本地震梨産地復旧支援事業実施要領

（趣旨）

第１条　令和８年熊本地震により収穫開始直後の梨等が落下するなど、甚大な被害が発生した。このため、被災した農業者の早期営農再開に向けた復旧・再建を図るため、令和８年熊本地震梨産地復旧支援事業(以下「本事業」という。)を実施する。本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（支援項目）

第２条　本事業は、前条の趣旨を踏まえ、第１号及び第２号に掲げる支援とし、県は予算の範囲内で助成する。

（１）地震被害に対する果樹農業継続特別支援
　　(持続的生産強化緊急対策(令和８年熊本地震対応産地緊急支援事業))

（２）梨の花粉確保支援

（事業の内容等）

第３条　本事業の内容は、第１条の趣旨を踏まえ、前条に掲げる各支援において設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとし、取組内容、補助対象経費、補助率等は別表に掲げるとおりとする。このほか、別紙１及び別紙２に定めるところによる。

（事業実施計画等の承認申請）

第４条　要項第３条の事業実施計画書及び要項第５条第１項の事業実施変更計画書の様式は、別紙１及び別紙２に定める様式とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第５条　要項第６条第２項第１号の事業計画書、要項第８条第２号の事業変更計画書、要項第１３条第２項第１号の事業実績書の様式は別紙１及び別紙２に定める事業実施計画書の様式を準用するものとする。

（関係書類の閲覧）

第６条　知事は、必要に応じて、補助事業実施者の事業に係る経理内容を調査し、関係書類等の閲覧を求めることができる。

（事業実施期間）

第７条　本事業の実施期間は、令和８年７月２８日から令和９年３月３１日までとする。

（支援対象）

第８条　事業主体又は受益農家が、令和８年熊本地震による被害を受けたことを

証明できる場合に行う、自らの経営のための取組に限るものとする。

（その他）

第９条　事業の実施については、交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて、早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合においては、交付決定前に着手することができる。この場合にあっては、支援内容及び助成対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

（雑則）

第１０条　この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和８年１０月２０日から施行し、令和８年７月２８日の地震被害を受けた農業者が被災以降に行う取組について適用する。

別表（要領第３条関係）

取組内容	補助対象経費	補助率	注意点	事業主体
（１）地震被害に対する果樹農業継続特別支援				
①　病害の発生・まん延防止	被災による果実の落下に伴う病害の発生・まん延防止に必要となる落下果実の処分及び追加防除に必要となる作業労務費及び薬剤費	定額 (25,000 円/10a 以内)	・助成対象経費の根拠がわかる資料（納品書、請求書、作業労賃の根拠がわかる資料等）を添付すること。	被災農業者
②　樹勢回復	被災に伴う樹勢低下からの回復に必要となる整枝及び追加施肥に必要となる作業労務費及び肥料費	定額 (28,000 円/10a 以内)		
（２）梨の花粉確保支援	被災により損失または破棄せざるを得なくなった貯蔵していた花粉の再取得に必要な経費	定額 (5,500 円/人日以内（上限１戸あたり４人日))	・助成対象経費の根拠がわかる資料（作業労賃の根拠がわかる資料等）を添付すること	被災農業者

（別紙１）

地震被害に対する果樹農業継続特別支援

第１　関連する要領等

本支援については以下の要領等に基づき実施することとする。

１　持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第 3174 号農林水産事務次官依命通知）

２　持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第 3175 号３畜産第 1993 号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知）

３　持続的生産強化緊急対策（令和８年熊本地震対応産地緊急支援事業）実施要領（令和８年８月２８日付け８農産第 2310 号農林水産省農産局長通知）

第２　採択要件

採択要件は次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

（１）成果目標の基準

被災した農地等において令和８年度中の営農再開のために適切な環境が確保されることとする。

（２）目標年度

令和８年度とする。

（３）事業の対象となる地域等

助成の対象となるほ場は、令和８年熊本地震により、甚大な被害を受けた地域において、市町村が都道府県に対し被災があった旨を報告したほ場とする。

第３　留意事項

１ 農業共済・収入保険等の積極的活用

気象災害等による被災に備えて、助成対象者は、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済、収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。ただし、本事業の助成対象者については、農業保険法に基づく果樹共済又は収入保険に加入していない者は、今後いずれかに加入する意向が確認されていることとする。

２ 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、補助事業者(市町村)は助成対象者を適正に指導するとともに、補助事業者(市町村)および助成対象者が落下果実を処分する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

第４　助成

１ 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

２ 助成対象外の経費

（１）国又は県の助成若しくは支援を受けた、又は受ける予定となっている取組に係る経費。

（２）事業実施期間中に発生した事故または災害の処理のための経費

（３）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額

第５　事業実施手続き

１ 事業実施計画の様式は別記第１号様式とする。なお、添付資料は次のとおりとする。

ア　別記様式第１号に別記第１号様式別添(被災証明)及び別添様式第１号、別掲を添付する。

イ　被害状況が分かる写真等

ウ　各取組の積算が確認できる資料（資材納品書（写)、作業労賃の根拠が分かる資料等）

エ　各取組の規模の妥当性が確認できる資料（規模決定根拠資料等）

オ　交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料

カ　保険制度の未加入者のみ果樹共済又は収入保険の加入意向が確認できる資料

２　補助事業者（市町村長）は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができる。

ただし、事業実施計画の内容の変更が次のいずれかに該当する場合にあっては、重要な変更として、知事に事業実施計画の変更申請を行うものとする。

ア　事業の中止又は廃止

イ　事業主体の変更

ウ　事業費の３０％を超える増又は補助金の増

エ　事業費の３０％を超える減

第６　事業評価

１　事業の評価に当たって事業主体が行う成果目標の達成状況の自己評価は、別記様式第１－２号により作成し、令和９年５月末までに補助事業者（市町村長）に報告するものとする。

２　補助事業者（市町村長）は、１の報告をとりまとめ、令和９年６月末までに、別記様式第１－３号により知事に報告するものとする。

３　補助事業者（市町村長）は２の点検評価の結果、成果目標が達成されていな

いと判断する場合には、当該事業主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別記様式第１－４号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

４　３の改善計画に基づく取組の再評価は、１及び２に準じて行うものとする。

なお、補助事業者（市町村長）は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度の６月末までに知事に報告するものとする。

（別紙２）

梨の花粉確保支援

第１　事業の内容

被災により使用不能となった梨の花粉を確保する取組。

第２　採択要件

採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

（１）成果目標の基準

被災により使用不能となった花粉を確保されることとする。

（２）目標年度

令和８年度とする。

（３）事業の対象となる被災状況

令和８年熊本地震に伴う停電、建物・設備の損壊、その他地震に直接起因する事由により、貯蔵花粉が変質又は損失し、受粉作業に使用不能となったこと。

第３　助成対象外の経費

国又は県の他の助成若しくは支援を受けた、又は受ける予定となっている取組に係る経費。

第４　事業実施計画書等

（１）　事業実施計画書等の様式は別記第２号様式とする。なお、添付資料は次の通りとする。

ア　別記様式第２号に別添(被災証明)、別掲を添付する。

イ　取組の積算が確認できる資料(作業労賃の根拠がわかる資料等)

ウ　被害状況がわかる写真等

エ　交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料

（２）　事業主体は、取組目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができる。

ただし、事業実施計画の内容の変更が次のいずれかに該当する場合にあっては、重要な変更として、知事に事業実施計画の変更申請を行うものとする。

ア　事業の中止又は廃止

イ　事業主体の変更

ウ　事業費の 30%を超える増又は補助金の増

エ　事業費又は補助金の 30%を超える減